

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月27日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県	執行機関名 草津市長
3. 市区町村名	草津市	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年11月16日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	26	
10. 保護評価書の名称	医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&h1_no=&kk_name=%E8%8D%89%E6%B4%A5%E5%B8%82&ev_name=%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%B	
12. 委任関係		▼

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	草津市医療費特別助成条例(昭和53年草津市条例第33号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第10の項 草津市医療費特別助成条例(昭和53年草津市条例第33号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	草津市医療費特別助成条例(昭和53年条例第33号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その(生活の安定と向上)のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の(福祉)を図ることを目的とする。	この条例は、乳幼児、小中学生および高校生等、心身障害者(児)、(母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦)の医療費の一部を助成することにより、これらの者の(保健の向上)と(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		草津市医療費特別助成条例(昭和53年条例第33号) 草津市医療費特別助成条例施行規則(昭和53年規則第44号)